

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

国民健康保険の加入・離脱の手続きをお忘れなく

74歳以下の方で、職場の健康保険などに加入している方以外は、国民健康保険(国保)に加入する必要があります。会社などを退職した方は、国保加入の届出をお願いします。

また、国保加入者が職場の健康保険に加入した場合は、国保離脱の届出が必要になります。
それぞれの手続きに必要なものは、税務住民課へお問い合わせください。

国民健康保険税は資格が発生した月から納めます

国民健康保険に加入されると、国民健康保険税がかかります。保険税を納めるのは、国保の被保険者として資格を得た時からであって、届出をした時からではありません。

例:6月に会社をやめ、10月に国保加入の届出をした人の場合

保険税は国保の資格を得た6月までさかのぼって納めます(これを遡及賦課といいます)。また、届出をした10月まで保険証がありませんので、6～9月の間の医療費はいったん全額自己負担になります。

会社をやめた				届出をした	
6月	7月	8月	9月	10月	11月
← 国保税はさかのぼって納めます →					
この間の医療費はいったん全額自己負担					

保険税納付の義務は世帯主にあります

国保では一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとになりますので、世帯に一人でも国保加入者がいれば、保険税を納めるのは世帯主の義務になります。

保険税の納付は口座振替をおすすめしています

国保に加入されている方は、毎月保険税の支払いが発生します。毎月納付書にて銀行窓口などでお納めいただくこともできますが、納め忘れがないように、口座振替による納付をおすすめしています。

口座振替をご希望の方は、税務住民課窓口へ預金通

帳と通帳の届出印をご持参ください。
(滋賀銀行・滋賀中央信用金庫・関西みらい銀行・東びわこ農業協同組合・大垣共立銀行・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行の本店、各支店の口座に対応しています。)

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課 (電)0749-23-1112

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和8年4月分から令和9年3月分までの国民年金保険料は、月額17,920円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって

督促をおこない、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、年金事務所または税務住民課の窓口へご相談いただくようお願いいたします。

※納付義務のある方とは、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)0749-48-8115 (F)0749-48-8143

たが民児協だより 民生委員・児童委員 ～支えあう 住みよい社会 地域から～

命のバトンマグネットホルダー(多賀町救急情報キット)について

多賀町救急情報キットとは高齢者単身世帯を中心に配布されている本人の家族・知人などの連絡先や病気・服薬・かかりつけ医院の情報が記入されているものです。体調不良などの緊急事態時に本人や隣人・知人などが救急車を要請した場合に救急隊員が確認する情報用紙です。ある日の朝に見守り対象者から電話があり、体調不良で助けてと言われ駆けつけると、吐血した跡があり吐き気もすると言うので、救急情報用紙に記載の先生に電話をして症状を伝えると救急車を呼



滋賀県民生委員・児童委員
キャラクター
『びわっ湖 ミンジー』

んでくださいと言われ、119番に電話して症状と先生の指示を伝えるとすぐに救急車が到着し、隊員から親族の連絡先を聞かれたので、命のバトンホルダーを渡したところ確認し、連絡はこちらでしますと言われ命のバトンホルダーを持っていけました。後日、息子さんからお礼を言われ、命のバトンが役に立ったことを実感しました。



▲冷蔵庫に設置!

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

マイナンバーカード夜間・休日開庁のお知らせ 予約制

マイナンバーカードの夜間・休日窓口を開設します。開庁時間にご都合がつかない方はぜひご利用ください。いずれも必ず**事前予約**をお願いします。



夜間開庁について

■開庁日 6月18日(木)
■時 間 17時～19時30分(最終受付時間)

休日開庁について

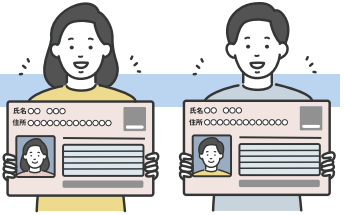
■開庁日 6月14日(日)
■時 間 9時～11時40分

対 象

マイナンバーカードの受取、電子証明書の更新、暗証番号のロック解除、マイナンバーカードの申請サポート

場 所

多賀町役場 税務住民課



ご予約・お問い合わせ

■予約受付時間 8時30分～17時15分
(土曜日・日曜日・祝日は除く)

■予約電話番号 (電)0749-48-8114
(有)2-2031

お電話の際に「マイナンバーカードの夜間・休日予約」とお伝えください。

■予約／お問い合わせ 多賀町役場 税務住民課

注 意

- ・予約の受付状況によってはご希望に添えない場合があります。
- ・予約されていない方は受付できませんので、必ずご予約をお願いします。
- ・証明書などの発行、住民異動などの受付はできません。